

平成 28 年 4 月 22 日

会員各位

岐 阜 県 行 政 書 士 会
第一業務部長 伊藤寛純
環境衛生部会長 寺井英之

風営法及び施行条例の一部改正について

会員の皆様には、平素より第一業務部環境衛生部会の事業運営に関し、格別のご理解並びにご協力を賜り暑く御礼を申し上げます。

このたび、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」の一部改正に伴い、新設された「特定遊興飲食店営業」に関する規定の整備等を行う岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例が、平成 27 年 12 月 24 日に公布され、平成 28 年 6 月 23 日に施行されることになりました。

つきましては、本施行にあたり、岐阜県警察本部より概要書（3 枚）をいただきましたので、ご周知下さるようお願いいたします。

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行 条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正の経緯

風営法の一部改正に伴い、新設された「特定遊興飲食店営業」に関する規定の整備等を行う岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例が、平成27年12月24日公布され、平成28年6月23日に施行されることとなりました。

2. 特定遊興飲食店営業に対する規制

(1) 営業所設置許容地域

風俗営業の営業時間延長許容地域（右図参照）であって、近くに保全対象施設（病院等）がない地域でのみ営業することができます。

（旅館、ホテル等の施設内で公安委員会規則で定められた構造に適合するものを除きます。）

(2) 営業制限時間

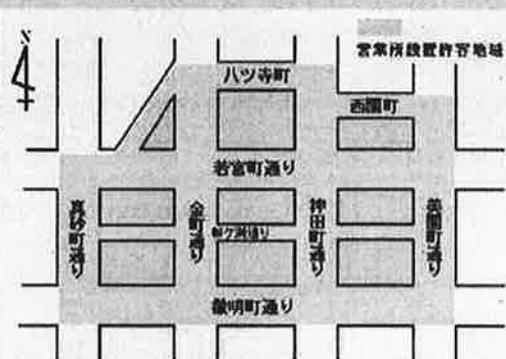
右図の地域において午前5時から午前6時までの間営業をすることはできません。

(3) 騒音・振動の規制

営業に関し、条例で定める数値（風俗営業と同等）以上の騒音・振動を生じさせてはいけません。

(4) 遵守事項

風俗営業者の遵守事項に加え、賭博類似行為等や営業所周辺において清浄な風俗環境を害するおそれのある広告・宣伝を規制しています。



3. 風俗環境保全協議会を設置する地域

風俗環境保全協議会（※）を設置する地域は、上記「営業所設置許容地域」及び公安委員会規則で指定する地域としました。

※ 地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報共有等を行う協議会

4. ゲームセンター等営業の年少者の立入制限の見直し

午後5時から午後10時までの間に、16歳未満の者が営業所内に立ち入る場合は、保護者の同伴を求めなければならないこととなりました。

お問い合わせ先

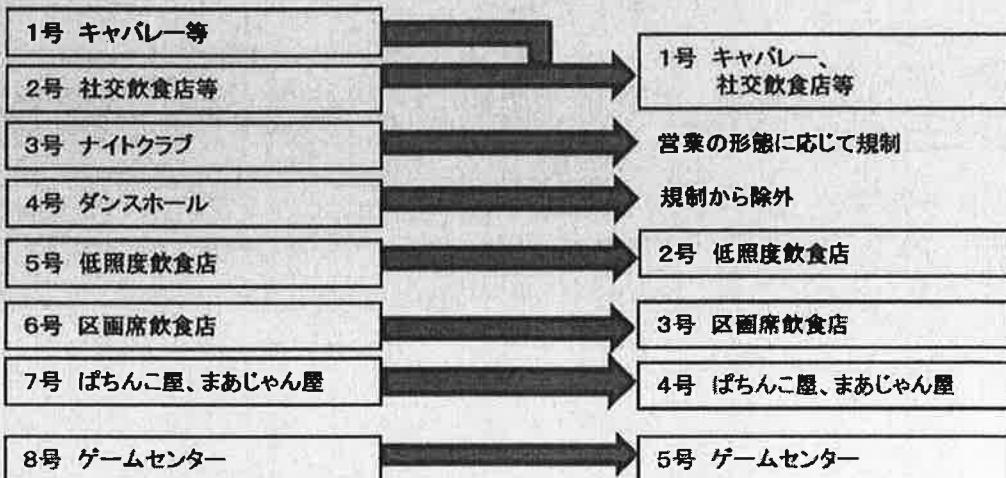
岐阜県警察本部 生活安全総務課 風俗行政係 058-271-2424

最寄りの警察署 生活安全課

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要(平成28年6月23日全面施行)

1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部が風俗営業から除外されるとともに、営業の形態に応じた規制に改められました。



2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととともに、必要な規制が設けられました。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

3. 良好的な風俗環境の保全を図るための規定の整備

(1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務

- 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
- 苦情処理に関する帳簿の備付け

(2) 風俗環境保全協議会の設置

- 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
- 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4. その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定が見直されました。

ゲームセンター営業者の皆様へ

風営法及び施行条例の一部改正 ～施行は6月23日から～

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」の一部改正に伴い、当県の施行条例が一部改正され、ともに本年6月23日から施行となります。

ゲームセンター営業に関しては以下の事項が変更になります。

- 営業号数の変更が行われ、8号から5号営業に変更となります。

※ 許可証はそのまま読み替えます。

- 年少者の立ち入り制限に関する規制の見直し

※ これまででは、条例で午後5時以降、16歳未満の者のゲームセンターへの立ち入りを禁止していましたが、改正により、**営業者の遵守事項**として、「午後5時から午後10時までの時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。」と規定され、立ち入り制限が緩和されることとなりました。ただし、16歳未満の者が単独で立ち入る場合は、これまでどおり午後5時以降の立ち入りは禁止です。



したがって、風営法第18条の規定により、施行日（6月23日）から、営業所の入口等に、その旨を表示する必要があります。

【表示例】

- 18歳未満の方は、午後10時以降立入り禁止です。
- 16歳未満の方は、午後5時以降立入り禁止です。（保護者同伴の場合を除く）

この遵守事項を履行するため、

- 入店時に身分証により年齢を確認すること
 - 従業員等が店内の見回りを強化して、保護者同伴のない年少者の立ち入りを確認すること
- 等を実施してください。